未成年者（１８歳未満）の方の診察等同意書

未成年者（中学卒業後１５歳以上18歳未満）の受診についての同意書

当院では原則として、未成年者（18歳未満）の方が受診される際には、医療の性質上、健康や生命に大きな影響を及ぼす可能性がある医療行為（服薬・注射・処置・検査等）があり、十分に安全性や事故について配慮していても危険性をなくすことはできません。そのため、保護者、法律上の代理人及び同行者として当院が認めた方などの同伴をお願いしています。

中学卒業後１５歳以上１８歳未満の方で、やむを得ず単独で受診をする場合は、趣旨にご理解いただき、保護者（代理人）が直筆署名の上ご持参ください。

千葉健生病院　病院長殿

千葉健生病院付属まくはり診療所　所長殿

上記の記載内容を理解し、保護者同伴なしで診察を受けさせることに同意します。また、診察に同席できない場合は、患者が医師と話し合い承諾した医療行為を受けることに同意し、診療内容についての異議申し立てはいたしません。診療内容について不明な点などがある場合は患者とともに診療時間内に受診をします。

　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

患者氏名

＊保護者本人直筆

保護者（代理人）署名　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　続柄

住所

保護者（代理人）電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　（＊受診中　連絡が可能な電話番号をご記入ください）

帳票\_管理\_006\_240912